

「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ」

第 23 回会合（WGIA23）の結果について

1. 趣旨

環境省と国立研究開発法人国立環境研究所は、アジア地域諸国の温室効果ガス排出・吸収目録（以下「インベントリ」という。）の精度向上と、地域の協力関係の促進を目的として、2003 年度から毎年度（新型コロナウイルスの影響で相互学習のみを開催した 2020 年度を除く）、「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（Workshop on Greenhouse Gas Inventories in Asia : WGIA）」を開催している。

2026 年度は、8 月 3 日（月）～ 6 日（木）にブルネイ・ダルサラーム国のバンドル・スリ・ブガワン（一部オンライン）でブルネイ首相府の共催の下、第 23 回会合（WGIA23）を開催し、我が国を含む WGIA メンバー国 ※¹ 15 か国のほか、オブザーバーとして本年の COP31 議長国であるトルコを含む 4 か国、加えて国際機関、研究者等の総計 124 名（オンライン参加を含む）が参加した。

今回の会合では、インベントリの分野別に相互学習を行うとともに、途上国が提出した最新のインベントリに加え、エネルギー分野における国独自の排出係数の開発・活用、パリ協定における強化された透明性枠組み（ETF） ※³ の下で認められている柔軟性条項の適用状況及び将来的な使用縮減に向けた対応について知見を共有した。さらに、「技術専門家審査（TER）」の経験や「進歩の促進的な多国間検討（FMCP）」への対応、IPCC の最新動向等について意見交換を行い、参加国の能力向上とアジアにおける協力及びネットワークの更なる強化を図った。

2. 開催概要

○日程：

2026 年 8 月 3 日（月）～ 6 日（木）

○主催者：

日本国環境省、国立環境研究所（NIES）温室効果ガスインベントリオフィス（GIO）
ブルネイ・ダルサラーム国首相府

○参加者：

124 名（オンライン参加者を含む）

＜参加国＞

ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、日本（環境省、NIES、地球環境戦略研究機関（IGES）等）、ブラジル、モルディブ、トルコ、ウズベキスタン

＜国際機関等＞

気候変動に関する政府間パネル・インベントリタスクフォース（IPCC TFI）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局、国際エネルギー機関（IEA）事務局等

3. 各議題の結果

（１）オープニングセッション

平塚環境省気候変動国際協力室長、アワン・ハジ シャハルディン・カイルル ブルネイ開発省事務次官による挨拶が行われた。続いて、ブルネイ首相府からブルネイの気候変動対策、隔年透明性報告書（BTR）^{※2}の概要と TER の経験の説明、日本国環境省から我が国の気候変動政策とその進捗状況等の概要説明を行い、日本独自の方法論を用いているブルーカーボンや環境配慮型コンクリートの算定方法について、質疑が行われた。

その後、GIO から WGIA の趣旨説明を行った。

（２）インベントリの各分野に関する相互学習

農業分野（インドネシア－マレーシア）、IPPU（工業プロセス及び製品の使用）分野（ブルネー－シンガポール）で相互学習が実施された。相互学習では、インベントリの改善を図るべく、参加国のインベントリ担当者が、事前に互いのインベントリを詳細に学習し、インベントリやその作成に係る国内体制の構築・整備についてメールで質疑応答を行った上で議論に臨んだ。

多くの WGIA メンバー国は、初回の BTR を提出したものの、依然としてインベントリの完全性や QC（品質管理）などに課題を抱えており、排出区分の細分化や事業者報告制度を通じたデータの収集に加え、キーカテゴリーについての国独自の排出係数の開発に取り組んでいる。

参加国は国独自の排出係数に関する研究結果の使用や、国内の事業者報告及び第三者検証制度についての経験を共有するとともに、インベントリの精度向上と透明性強化に向けた率直な意見交換を行った。

（３）IPCC インベントリソフトウェアのハンズオントレーニング

IPCC TFI から専門家を招き、IPCC インベントリソフトウェアに関するハンズオントレーニングを実施した。トレーニングでは、事前に準備されたダミーデータを用いて、LULUCF（土地利用、土地利用変化及び林業）分野の土地転用マトリクスの作成及び土地転用に伴う排出・吸収量算定について、入力から出力までの一連の手順を学習した。また、ソフトウェアの操作方法だけでなく、その基礎となる IPCC ガイドラインの考え方についても理解を深めた。さらに、参加国ごとの課題に応じた個別相談の機会が設けられ、各国が直面する技術的課題について IPCC TFI の専門家から助言を受けた。

（４）BTR 及び NID におけるインベントリの進捗について

インドネシア、ラオス、タイ、トルコから初めて提出した BTR の紹介が行われ、各国の最新の国内状況に関する基礎情報や温室効果ガスの排出・吸収量、緩和策等について報告された。

堅牢なインベントリは、ETF の下での透明性の高い報告に不可欠であり、また、各国の気候目標の進捗を追跡し、改善を優先する分野を特定するための基礎となることが強調された。また、各国が BTR2 以降の準備を進めるにあたり、早期の計画策定、データ共有を含む国内体制の強化、QA/QC（品質保証・品質管理）システムの強化、並びにキーカテゴリーについてより高度な算定方法を活用することが極めて重要となり、さらに BTR1 から得られた教訓を活かすことで、より堅牢で透明性が高く、持続可能なインベントリシステムを構築できることが認識共有された。

（５）エネルギー分野の算定方法とデータについて

IEA からエネルギー分野のデータ収集及び途上国支援活動が説明され、続いてインド及び韓国からエネルギー分野の国独自の排出係数の開発について説明された。

キーカテゴリーについて国独自の排出係数を開発し定期的に更新することは、インベントリの精度向上につながる。また、排出係数の開発を担当する機関を指定することで、更新を継続的に実施しやすくなること、詳細かつ高品質な活動量の収集が重要であり、国際的な支援が品質の向上に役立つ可能性があることが認識共有された。

（６）柔軟性条項の使用縮減について

GIO から WGIA メンバー国の柔軟性条項の適用状況について、ブータン及びフィリピンからはそれぞれの柔軟性条項の適用状況及び今後の改善計画について説明された。

適用した柔軟性条項の正確な記述に加え、どのような能力上の制約によるものか、及び改善予定時期の明確な説明は、インベントリの継続的な改善に向けたベースラインの確立に役立つことが認識共有された。また、柔軟性条項を活用することになっても、BTR、NID（国家インベントリ文書）及び CRT（共通報告表）を適時に提出することは、グローバル・ストックテイクへの貢献度を高めることが確認された。さらに、データ保管や QA/QC を国内体制へきちんと組み込むことは、透明性を備えた報告の実現及び柔軟性条項の使用縮減に向けて不可欠であることが認識された。

（７）技術専門家審査（TER）と利用可能な支援について

中国から BTR 1 提出とその TER の優良事例と経験について、シンガポールから TER を踏まえた次期インベントリ作成準備について、マレーシアから FMCP を受けた経験とその教訓について説明された。続いて、IPCC TFI から TFI の最新の活動、UNFCCC 事務局からパリ協定の下での支援の概要が紹介された。

TER や FMCP は、インベントリの継続的な改善に向けた重要な節目である。TER における各国担当者と技術専門家審査チームとの詳細な意見交換及び FMCP における質疑応答を通じて、各国が自国の優先課題を特定するとともに、他国の実践から学びを得られるとの認識が共有された。さらに、各国の経験から、TER 及び FMCP への対応に当たっては、早期の準備と、インベントリに関わる省庁、政府機関及び国内の専門家間の緊密な連携が重要であることが示された。また、質の高いインベントリの作成と国内体制のさらなる強化に向けて、利用可能な能力構築の機会を積極的に活用することの重要性が認識された。

4. 総括

今回の会合では、分野別に実施した相互学習において、継続的なパリ協定の下でのインベントリ提出に向けて、報告の完全性の向上のための詳細なデータの収集、国独自の排出係数の開発等、各国のインベントリの改善への取組について情報が共有された。

また、全体会合において、多くの WGIA メンバー国はパリ協定の下での BTR を提出しているが、堅牢なインベントリが各国の気候目標の進捗を追跡し、改善を優先する分野を特定するための基礎となることが認識共有された。エネルギー分野においては、詳細かつ高品質な活動量の収集のため、国際的な支援の重要性が指摘され、また、柔軟性条項の使用縮減のため、データ保管や QA/QC を国内体制に組み込む必要性も指摘された。さらに、TER や FMCP において、技術専門家審査チームとの詳細な意見交換や他国の実践から学ぶことの重要性が認識共有された。

5. 次回以降の会合について

ほとんどの WGIA メンバー国がインベントリを含む BTR 1 を UNFCCC 事務局に提出しており、このうち既に TER 及び FMCP を経験した国については改善すべき点が特定された。ETF はこのサイクルを通じて段階的な改善を促していく枠組みであり、各国は TER 及び FMCP を踏まえて BTR 2 の提出に向けて準備している。今後の提出に向けては、各国とも一層の能力向上が必要であり、インベントリの精度をより高められるよう WGIA を来年度以降も継続、発展させていく方向性等が確認された。

※ 1 WGIA メンバー国

WGIA メンバー国は、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、日本の 16 か国である。

※ 2 隔年透明性報告書（BTR）

パリ協定締約国は原則 2 年に 1 回の頻度で提出しなければならない報告書である。BTR には、インベントリ、国が決定する貢献（NDC）の進捗・達成状況、気候変動による影響及び適応並びに提供・受領した資金・技術移転・能力向上に関する情報を含めることになっている。

※3 パリ協定における強化された透明性枠組み（ETF）

パリ協定第 13 条によって設立された透明性確保のための枠組み。この枠組みの下、パリ協定締約国は原則 2 年に 1 回の頻度で BTR の作成が求められることになった。提出した BTR は、技術専門家審査（TER）及び進捗の促進的な多国間検討（FMCP）を受けることになる。